

## 国土強靱化地域計画の策定について

### (1) 策定の目的

激甚化・頻発化する災害に備えるため、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守れるよう、横須賀市国土強靱化地域計画を策定します。

### (2) 検討体制など

令和2年度の1年間で計画案を取りまとめ、策定する予定です。そのため、庁内での検討に加え、庁外においては、防災会議の委員・幹事の皆様に意見照会を行うとともに、市民からはパブリック・コメント手続を行うことで、ご意見を頂きたいと考えています。

なお、策定した横須賀市国土強靱化地域計画の案は、防災会議の中でご審議、ご承認を頂くことを予定しています。

### (3) 計画の内容

国のガイドラインを参考にすると、構成は、概ね次のようになります。

序章	計画策定の趣旨	計画の位置づけ
第1章	基本的な考え方	目標設定、基本的な方針 本市の概況 対象とする災害など
第2章	脆弱性評価	想定するリスクと起きてはならない 最悪の事態の想定
第3章	強靱化の推進方針	
第4章	計画の推進と見直し	

なお、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条によると、「国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る市町村の計画等の指針となるべきものとして定める」とあるため、記載の体裁として、強靱化の基本的な考え方など総論を中心に記したうえで、個別具体的な事業について位置付けて記すことを考えています。